【分類6-2 組織及び職員配置】について

1 調整内容

広域化後のごみ処理体制を想定した組合組織及び職員配置について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

令和2年2月 18 日に開催した第2回協議会で、組合組織を弘前地区環境整備事務組合 (以下「弘環組合」という。)に統合し、広域化後のごみ処理を弘環組合の弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場に集約することが決定している。

弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場では、ごみ処理経費の削減や効率的かつ安定的な施設運営を実現するため、運転維持管理部門の民間事業者への委託化が進められ、 平成28年度からの長期包括管理運営事業の導入により、ほぼ全てが委託化されている。

施設の運転維持管理の委託化により、現在の組合組織体制は組合運営に係る管理部門が中心となっており、広域化に伴うごみ処理量の増加による影響は少ないことから、広域化後も同様の体制による組合運営が想定される。

なお、現在の弘環組合事務局職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、弘前市からの派遣となっている。

総務課(6人) 事 課長補佐 課長 1人 管理係 4 人 務 (業務内容) 局 労務管理、財務管理、各種契約業務など 長 施設管理課(7人) 課長補佐 施設維持管理担当 課長 1人 5人 1人 (業務内容) 施設の運転維持管理に係る業務委託の管理・監督など

(広域化後に想定される組合組織体制)※配置人数は現時点での想定

3 調整方針案

現行の弘前地区環境整備事務組合の組織体制及び人員配置を引き継ぐこととし、職員は地方自治法第252条の17の規定に基づく構成市町村からの派遣とする。

4 その他

広域化後の各市町村からの派遣人数については、派遣に必要な業務経験や資格取得状況 などを踏まえ、広域化時までに協議の上、決定する。

(参考)

▶地方自治法 第 252 条の 17 (抜粋)

(職員の派遣)

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。